

答申

1 審査会の結論

福岡県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、令和2年4月20日福警交規第1400号で行った公文書非開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 審査請求に係る対象文書の開示決定状況

(1) 審査請求に係る対象文書

審査請求に係る対象文書（以下「本件文書」という。）は、「自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「法」という。）第7条第1項の規定を免除、又は猶予する範囲を定める福岡県警規定書、或いは関係庁通達書（省・地方自治体条例、其の他類する書類でも可）」である。

(2) 開示決定状況

実施機関は、本件文書について、対象文書の保管はなく、存在しないとして、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第11条第2項の規定により本件決定を行った。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定を取り消し、本件文書の開示を求めるといものである。

(2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、令和2年4月10日付けで、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定により、本件文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 実施機関は、令和2年4月20日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、令和2年4月27日付けで、本件決定を不服として、審査庁である福岡県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、審査請求を行った。

エ 諮問実施機関は、令和2年9月17日付けで、当審査会に諮問した。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張を要約すると、次のとおりである。

本件公文書を非開示とする理由として実施機関が示した「本件文書の保管がなく、不存在である」という内容は、消化しかねる。

5 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を要約すると、次のとおりである。

(1) 法第7条第1項の規定について

法第7条第1項は、①法第4条第1項の政令で定める書面若しくは同項ただし書の政令で定める通知において証された保管場所の位置を変更したとき、②法第5条の規定による届出に係る保管場所の位置を変更したとき、③変更後の保管場所の位置を変更したときにおいて、変更した日から15日以内に、変更後の保管場所の位置を管轄する警察署長に当該自動車の使用の本拠の位置、変更後の保管場所の位置その他政令で定める事項の届出を義務付けているものである。

(2) 本件文書の存否について

法は、自動車の保有者等に自動車の保管場所を確保し、道路を自動車の保管場所として使用しないよう義務づけるとともに、自動車の駐車に関する規制を強化することにより、道路使用の適正化、道路における危険の防止及び道路交通の円滑化を図ることを目的とし、第7条第1項において、自動車の保管場所の変更についての届出義務を規定しているものであり、実施機関においては、同項に規定された保管場所の変更に係る届出義務について、これを免除又は履行期限の猶予を規定する通達文書その他の内部規程は存在していない。

したがって、実施機関は本件公文書を作成も取得もしていないことから、条例第11条第2項の規定により、本件決定を行っているものである。

6 審査会の判断

(1) 保管場所の変更届出等について

法第4条は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第4条に規定する自動車の登録、同法第12条に規定する変更登録（使用の本拠の位置の変更に係るものに限る。）又は同法第13条に規定する移転登録（使用の本拠の位置の変更を伴う場合に限る。）を受けようとする者は、当該行政庁に対して、警察署長の交付する保管場所の確保を証する書面等の提出等を行わなければならない旨を定めている。

また、法第5条は、軽自動車である自動車を新規に運行の用に供しようとする

るときは、当該自動車の保有者が保管場所の位置を管轄する警察署長に保管場所の位置等を届け出なければならない旨を定めている。

そして、法第7条においては、自動車の保有者は法第4条の書面等において証された保管場所の位置を変更したとき（道路運送車両法第12条に規定する処分又は同法第13条に規定する処分を受けようとする場合において、書面等において証された保管場所の位置を変更したときを除く。）又は法第5条の規定による届出に係る保管場所の位置を変更したときは、変更後の保管場所の位置を管轄する警察署長に保管場所の変更届出等を行わなければならない（変更後の保管場所の位置を変更したときも同様）旨を定めている。

(2) 法律上の義務の免除・猶予について

法律によって課される義務を免除し、又は猶予するためには、法律又は法律の委任に基づく政令、省令若しくは条例の規定に根拠が存することが必要である。

また、免除・猶予の法令上の要件が抽象的である場合は、行政機関が審査基準を定めることとなる。

そして、具体的な事案が生じた場合には、これらにより、行政機関が免除・猶予の適否を（免除・猶予の対象となるのか（範囲内であるのか）否かも含め）判断することとなる。

行政行為である免除・猶予に関するこれらの原則は、法第7条第1項の規定の免除又は猶予についても、該当することとなる。

(3) 本件文書の存否について

実施機関は、届出義務の免除又は猶予の範囲に係る内部規程は存在しない旨説明している。そこで、その前提となる義務の免除又は猶予に係る法令の規定が存在するかについて当審査会から実施機関に調査を行ったところ、「法その他の関係法令において、法第7条第1項に規定する保管場所の変更に係る届出義務について、免除又は履行期限の猶予に係る規定は存在しない」との回答を得た。

また、当審査会においても法や政令等の関係法令を確認したところ、審査請求人が本件請求において求める法第7条第1項の規定を免除、又は猶予することを認めるような規定は確認できなかった。

よって、法令上に法第7条第1項の保管場所の変更届等の規定の免除又は猶予に係る根拠規定は存在しないと認められ、これらに関する行政機関の審査基準も存在することはない。

したがって、本件文書が存在しないとして実施機関の行った本件決定は、妥

当である。

以上の理由により、「**1 審査会の結論**」のとおり判断する。